

志布志市骨髓等移植ドナー支援事業

骨髓等移植ドナー等に助成金を交付いたします！



志布志市では、骨髓又は末梢血幹細胞移植の推進を図るため、公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓等の提供を完了した方及びその方が勤務する事業所へ助成金を交付いたします。

助成金の対象者

【ドナー】令和8年4月1日以降に骨髓等の提供を完了した方

【事業所】ドナーが勤務する国内の事業所（（国，地方公共団体，独立行政法人及び個人事業主を除く。）

助成金額

【ドナー】骨髓等の提供に要する通院又は入院の日数に応じて助成します。

1日につき2万円（上限7日間） ※最大14万円

【事業所】雇用するドナーが通院等に要した休暇を取得した日数に応じて助成します。

1日につき1万円（上限7日間） ※最大7万円

主な要件

【ドナー】骨髓等を提供したときに志布志市に住所を有する市民であること。

【事業所】ドナー自身が個人事業主でないこと。

※市税等の滞納をしているドナー又は事業所は助成金の対象となりません。

※暴力団又は暴力団員と関係を有するドナー又は事業所は助成金の対象となりません。

助成金の申請方法

【志布志市ホームページ】

※ 申請書等は市ホームページからダウンロードできます。

※ 詳しくは、QRコードを読み込んで、市ホームページをご覧ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

申請先・問合せ先

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

志布志市役所 健康長寿課 健康増進グループ

電話 099-472-1111（代表）

志布志市骨髓等移植ドナー支援事業



Q & A

Q 1 申請はどのような書類が必要ですか？

A 1 必要な必要は次のとおりです。

【ドナー】

- (1) 骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(ドナー用)(様式第1号)
- (2) 日本骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証する書類
(通院等に要した日数が確認できるもの)
- (3) 助成金の振込先の預金通帳の写し

【事業所】

- (1) 骨髓等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書(事業所用)(様式第2号)
- (2) 日本骨髓バンクが発行する骨髓等の提供が完了したことを証明する書類
- (3) ドナーとの雇用関係が証明できる書類
- (4) ドナーが通院等に要した休暇を取得した日数が確認できる書類

Q 2 助成金の交付対象にならない事業所はありますか？

A 2 国、地方公共団体、独立行政法人及び個人事業主は、助成金の交付対象ではありません。

Q 3 助成金の申請期限はいつになりますか？

A 3 申請期限は次のとおりです。

【ドナー】

助成金の交付を受けようとするドナーは、骨髓等の提供が完了した日から90日以内に申請する必要があります。

【事業所】

助成金の交付を受けようとする事業所は、ドナーが骨髓等の提供を完了した日から90日以内に申請する必要があります。

Q 4 助成金の交付対象はどのような通院又は入院ですか。

A 4 助成金の交付対象になる通院又は入院は次のとおりです。

- (1) 骨髓等採取の前後に行われる健康診断のための通院又は入院
- (2) 骨髓等採取のための自己血の採血に係る通院又は入院
- (3) 骨髓等採取のための入院
- (4) その他骨髓等の提供に関し、日本骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院、入院及び面談